

メールマガジンをお読みの皆様へ

こんにちは！

いつもメルマガをご覧くださいありがとうございます。

今回は、建設業における技術者制度の見直し、法定福利費を明示した標準見積書の活用、長野県建設キャリアアップシステム活用推進工事の試行、消費税のインボイス制度についてのお知らせと、本メルマガに関するアンケートのお願いです。

◆トピック◆

- 1 建設業における技術者制度の見直しについて
- 2 法定福利費を明示した標準見積書の活用について
- 3 長野県建設キャリアアップシステム活用推進工事の試行について
- 4 消費税のインボイス制度開始に向けた準備について
- 5 建設業者向けメールマガジンについてのアンケートのお願い

このメルマガでは、建設産業に関係した話題を随時提供させていただきますので、今後ともよろしくお願ひします。

<建設業許可・経営事項審査の電子申請を受付中！>

建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請を受付中です。

添付書類の簡素化や、前回申請データの再利用、自動計算・エラーチェックなど、事務の効率化を図ることができます。ぜひご活用ください！

■ ↓電子申請システムへのログインはこちら↓

〔URL〕 <https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

システムのご利用（ログイン）にあたっては、デジタル庁が提供する「G ビズ ID プライム」アカウントが必要になります。事前にアカウントをご準備ください。

■ 建設業における技術者制度の見直しが行われます

令和5年5月12日に「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等が公布されました。

1. 改正概要

(1) 技術検定の受検資格の見直し

技術検定合格者の技術力の水準を維持しつつ、技術検定制度の合理化を図ることとし、令和6年度以降の受検資格を以下のとおりとする。

- ・ 1級の第1次検定は、19歳以上（当該年度末時点）であれば受検可能
- ・ 2級の第1次検定は、17歳以上（当該年度末時点）であれば受検可能（変更なし）
- ・ 1級及び2級の第2次検定は、第1次検定合格後の一定期間の実務経験で受検可能（令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能）

(2) 一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和

1級の第1次検定合格者を大学指定学科（※）卒業者と同等とみなし、また、2級の第1次検定合格者を高校指定学科（※）卒業者と同等とみなすこととする。

※指定学科とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第1条に掲げる学科をいい、建築学や土木工学に関する学科等がこれに該当します。

2. スケジュール

公布日：令和5年5月12日（金）

施行日：[1] 公布日

[2] 令和5年7月1日（土）【一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和】

[3] 令和6年4月1日（月）【技術検定の受検資格の見直し】

※詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00176.html

■ 法定福利費を明示した標準見積書の活用について

「法定福利費を明示した見積書」とは、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書に、法定福利費を内訳として明示したものです。

本県では、法定福利費を含めた元下契約が適切に行われるよう、平成 30 年度に建設工事標準請負契約約款を改正し、工事の請負代金内訳書に法定福利費を明示することとしています。

また、法定福利費を明示した見積書を活用することによって、技能労働者の適正な水準の労務費と、適切な保険に加入させるために必要な費用（法定福利費）が明確となり、技能労働者の処遇改善と社会保険等の未加入対策の推進につながります。

そのため、本県では、県が発注するすべての工事で「法定福利費を明示した見積書」が活用される取組を積極的に推進することとしましたので、各企業の皆様の積極的な活用をお願いします。

詳しくは長野県ホームページの下記 URL をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/documents/houteifukuri.html>

【お問い合わせ先】

長野県 建設部 建設政策課 技術管理室 基準指導班

TEL：026-235-7323（直通）

FAX：026-235-7482

E-Mail：gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

■ 長野県建設キャリアアップシステム活用推進工事の試行について

建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」）は、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布する IC カードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステムです。

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、CCUS の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められています。

平成 31 年 4 月から本格運用が始まっていることから、「CCUS」について、長野県内の普及拡大を図るため、建設部発注工事において「建設キャリアアップシステム活用工事（CCUS 活用工事）」を今年 5 月 1 日から実施しています。

○対象工事

長野県建設部が発注する工事、又は発注済み工事のうち、受発注者間協議により、試行要領に基づき活用することに合意した工事（以下の工事は除く）

- (1)災害復旧など緊急性を要する工事（査定で認められている場合は除く）
- (2)工期が著しく短い工事
- (3)その他の事由により、発注者が CCUS を活用できないと判断する工事

試行要領など詳しくは長野県ホームページの下記URLをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/naganokenccuskatsuyoukoji.html>

【お問い合わせ先】

長野県 建設部 建設政策課 技術管理室 基準指導班

TEL：026-235-7323（直通）

FAX：026-235-7482

E-Mail：gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

■ 消費税のインボイス制度に向けた検討や準備を行っていますか？

本メルマガで過去にもお知らせしてきたところですが、令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

制度の開始後は、自らが消費税の仕入控除を行う場合だけでなく、請負工事に対して相手方が仕入控除を行う場合にも、インボイス（適格請求書）の発行が必要となります。

インボイスを発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

現在、免税事業者である皆様も、自身の事業実態などに基づき、登録を行うかをご検討ください。

登録を行う場合、取引先との調整や会計システムなどの整備が必要となることもあるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要するため、お早目の準備をお勧めします。

インボイス制度の詳細などは、別添リーフレット及び下記の国税庁の特設サイトをご覧ください。
[URL] <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【お問い合わせ先】

インボイスコールセンター
フリーダイヤル：0120-205-533
(9:00~17:00 (土日祝除く))

■ 本メルマガについて皆様のご意見をお聞かせください！（アンケートのお願い）

※ 前回のメルマガから引き続きのお願いです。

このメールマガジンについて、今後の参考とするため、読者の皆様へのアンケート調査を実施中です。

既にご回答いただいた皆様におかれましては、貴重なご意見を頂きありがとうございました。
まだご回答いただいていない方は、3分程で回答できる簡単なアンケート（設問数：6問）
ですので、お手数ですがご協力いただけますと幸いです。

【回答方法】

以下のいずれかによりご回答ください。

1. ながの電子申請サービス

パソコン、スマートフォンから簡単にご回答いただけます。

以下の URL からご回答ください。（利用者登録は不要）

★ https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=32685 ★

2. アンケート様式への記入

本メールに添付した様式にご記入いただき、

kenmailmaga@pref.nagano.lg.jp までお送りください。

【回答期限】

令和5年6月2日（金）まで

【お問い合わせ先】

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当
TEL：026-235-7314（直通）

FAX : 026-235-7420

E-Mail : kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

本メールマガジンでは、今後もよりよい情報を皆様にお伝えしていく予定です。
配信停止を希望される方は、kenmailmaga@pref.nagano.lg.jp までご連絡ください。

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～
しあわせ信州創造プラン 3.0（長野県総合5か年計画）推進中！

https://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/sogokeikaku/plan3/keikaku_kouhyou_20230324.html

☆☆

配信元

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2

TEL : 026-235-7314

E-Mail : kenmailmaga@pref.nagano.lg.jp

☆☆